

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(3) ダイオキシン類対策

② 排出量抑制のための発生源（廃棄物焼却炉等の特定施設）への排出基準遵守の指導

(1) 事業目的

ダイオキシン類※1の特定施設を設置する際には設置の届出が義務づけられています。県および松江市では届出内容の審査及び指導、施設への立入検査の実施、施設設置者による測定結果の公表を行うことにより特定施設からのダイオキシン類排出量の抑制を図っていきます。

(2) 取組状況

① 特定施設の設置状況

令和2年度末現在の特定施設の設置数は、大気基準適用施設が61施設、水質基準適用施設が27施設です。（詳細については資料編：表1に掲載）

② 立入検査実施状況

令和2年度中に延べ大気基準適用施設15施設、水質基準適用施設5施設に立入検査を行いました。指摘事項等のある施設はありませんでした。（詳細は資料編：表2に掲載）

また、大気基準適用施設2施設、水質基準適用施設1施設において排出量の測定を行いました。いずれの施設も排出基準を満たしていました。

③ 施設設置者による測定結果の報告

令和2年度中に、大気基準適用施設45施設、水質基準適用施設3施設から報告があり、全ての施設で、排出基準を満たしていました。未報告2施設については、報告を行うよう指導中です。

廃棄物焼却炉から排出される、ばいじん、燃え殻についても、施設設置者による測定が義務づけられており、埋立等の処分をする際には3ng-TEQ/g以下となるよう処理しなければなりません。報告において3ng-TEQ/gを超えたばいじんについては、処分時に法で定められた薬剤処理等の適正な処理が行われていることを確認しています。（測定結果の詳細については資料編：表3、4、5に掲載）

《用語解説》

※1 ダイオキシン類

法律でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6302